

石川県公報

平成23年12月9日

第12449号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次		
家畜伝染病の発生の届出 (農業安全課)	1	県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	6	
自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定 (道路整備課)	1	県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	6	
公 告		監 査 委 員		
政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	2	行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	7	
予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課)	3	定期監査結果公表	8	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	3	財政的援助団体等監査結果公表	9	
入札公告 (警察本部)	4	人 事 委 員 会		
選挙管理委員会		一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則		9
県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	6			
県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	6			

告 示

石川県告示第549号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成23年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

病名	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発生日月日	発生地
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成23年12月2日	能登町

石川県告示第550号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分指定する。

なお、その関係図面は、平成23年12月9日から同月26日まで縦覧に供する。

平成23年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字河内十二字1番5地先から 鳳珠郡穴水町字越の原い字58番1地先まで	平成23年12月9日	道路整備課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成23年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータ 61台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年3月9日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成23年石川県告示第164号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成24年1月10日（火）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 - 225 - 1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成24年1月19日（木）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成24年1月19日（木）午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computer 61 Units

(2) Delivery date

By 9 March 2012

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 19 January 2012

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う二類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成23年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所			変更年月日
越 野 慶 隆	新	金沢市森山1丁目5番26号	医療法人社団瑞穂会 もりやま越野医院	平成23年11月13日
鈴 木 尚	旧	金沢市森山1丁目5番26号	医療法人社団瑞穂会 もりやま越野病院	

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト金沢本店

野々市市野代2丁目11番地ほか53筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 第1～第3駐車場は午前8時30分から午後9時30分(年間6日間は、翌午前0時30分)まで
第4、第5駐車場は午前8時30分から午後9時30分まで
(変更後) 第1～第3駐車場は午前8時30分から午後9時30分(年間6日間は、翌午前0時30分)まで
第4～第6駐車場は午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 11箇所
(変更後) 12箇所
- 3 変更する年月日
平成23年12月2日
- 4 変更する理由
第1、第3駐車場の場内に回遊スペースを作るため
- 5 届出年月日
平成23年12月1日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成23年12月9日から平成24年4月11日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年4月11日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年12月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
深夜業務従事者の健康診断
- (2) 業務内容
入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成24年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種業務を受注し、又は履行した実績を有し、この業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成23年12月9日(金)から同月19日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成23年12月21日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
電話 076-225-0110(内線2213)

(2) 交付期間

平成23年12月9日(金)から同月19日(月)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成23年12月22日(木)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年12月22日(木)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の健康診断実施1人当たりの検診料の単価額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年12月9日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,913人

石川県選挙管理委員会告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年12月9日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,273人

石川県選挙管理委員会告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年12月9日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	120,949人
七 尾 市 選 挙 区	16,265人
小 松 市 選 挙 区	29,086人
輪 島 市 選 挙 区	8,899人
珠 洲 市 選 挙 区	4,980人
加 賀 市 選 挙 区	20,128人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,721人
か ほ く 市 選 挙 区	9,381人
白 山 市 選 挙 区	30,203人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,313人
野 々 市 市 選 挙 区	12,535人
河 北 郡 選 挙 区	16,891人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,592人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,374人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,898人

石川県選挙管理委員会告示第93号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年12月9日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,273人

監 査 委 員

行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事等から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年12月9日

石川県監査委員	藤	井	義	弘
同	米	光	正	次
同	安	田	慎	一
同	織	田	静	代

第 1 公表の範囲

平成22年度に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置について、通知を受けた事項

第 2 公表の概要

平成22年度行政監査「高額物品の調達、管理及び活用について」において指摘した事項6件及び注意した事項3件について、知事等から通知を受けた。

[指摘]

所 属 名	監 査 結 果 の 概 要	監査結果に基づき講じた措置
保健環境センター 工業試験場 畜産総合センター 津幡高等学校 ろう学校 警察本部	重要物品の中で、一部の物品又はその構成物が、重要物品台帳に記載されているが、物品の不用決定等必要な手続を経ることなく廃棄されていたり、又は亡失していたものが見受けられた。 物品廃棄等に際しての適正手続を確保するためにも、物品を実際に管理・使用する職員に対し事務手続の周知徹底を図り、適切に物品管理を促す必要がある。	物品の不用決定等必要な手続を経ることなく廃棄、又は亡失していた重要物品については、抹消手続を行うとともに、物品に関する帳簿を整理した。 また、物品廃棄等に際しての適正手続を確保するため、物品を実際に管理・使用する職員に対し事務手続の周知徹底を図った。

[注意]

所 属 名	監 査 結 果 の 概 要	監査結果に基づき講じた措置
保健環境センター	購入後2年目で、消耗部品が製造中止となって使用を継続するには相当額の改造費用が必要となったが、対応策について十分な検討がなされることなく、使用されないままとなっていた検査機器があった。 修繕や代替機器の導入、さらには納入業者の責任等について、速やかに検討を行い、適切な対応を講じる必要がある。 なお、今後、同様のトラブルが生じないように、故障の場合の保証や部品確保についても契約条項に盛り込むよう検討する必要がある。	使用されないままとなっていた検査機器を廃棄した。 また、耐用年数期間中の故障の場合の保証や部品の確保について、平成23年度から契約条項に盛り込むこととした。

南加賀保健福祉センター	重要物品の貸出に際して、借用願の受付はあったが貸出を確認する書類が作成されず、口頭で許可したものがあつた。 今後は書面により処理すべきである。	今後、同様な借用願いの取扱いについては、書面により処理することとした。
林業試験場	重要物品の中に、狭い廊下に半分程度を占めて設置し、使用されているものがあつた。 物品及び建物を安全に使用するためにも設置場所について改善の必要がある。	安全に使用するため、平成23年5月、通行の妨げにならない場所へ移動した。

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成23年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年12月9日

石川県監査委員 藤井義弘
同 米光正次
同 安田慎一
同 織田静代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監査の結果
大聖寺警察署	平成23年11月8日	平成23年8月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松産業技術専門学校	〃	〃	〃
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	〃	〃	〃
小松警察署	〃	〃	公用車の交通事故が発生しています。交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。
小松明峰高等学校	〃	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松教育事務所	〃	〃	〃
小松北高等学校	〃	〃	〃
羽咋警察署	平成23年11月10日	〃	〃
津幡警察署	〃	〃	〃
金沢桜丘高等学校	〃	〃	〃
羽松高等学校	〃	〃	〃
七尾警察署	〃	〃	〃
中能登教育事務所	〃	〃	〃
加賀高等学校	平成23年11月22日	〃	〃
寺井高等学校	〃	〃	〃
寺井警察署	〃	〃	〃
小松商業高等学校	〃	〃	〃
小松工業高等学校	〃	〃	〃
松任高等学校	平成23年11月25日	〃	〃
金沢東警察署	〃	〃	〃
松任警察署	〃	〃	〃
野々市明倫高等学校	平成23年11月29日	〃	〃

金 沢 西 警 察 署	〃	〃	〃
金 沢 中 警 察 署	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成22年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年12月9日

石川県監査委員 藤 井 義 弘
同 米 光 正 次
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
石 川 県 職 業 能 力 開 発 協 会	平成23年11月4日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
ナカダ・クラフトプロジェクト	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
農事組合法人河北潟酪農組合	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
株式会社岸グリーンサービス	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財団法人石川県音楽文化振興事業団	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢市副都心北部大友土地区画整理組合	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
県 民 の 森 地 域 振 興 会	平成23年11月22日	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財団法人石川県文化振興基金	平成23年11月25日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を11月11日公布する。

平成二十三年十一月九日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十六号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項第三号中「している職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が一年以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一個月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

